

和泉個審答申第 7 号

平成 27 年 3 月 31 日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

ドライブレコーダー等による個人情報の収集について（答申）

平成 27 年 2 月 4 日付け和泉総第 2442 号で諮問のあったみだしの件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第 8 条第 3 項において制限されている本人以外からの個人情報の収集に係る本件諮問について、公共の場所におけるドライブレコーダー又は防犯カメラによる撮影は、適切な運用方針及び管理体制の下で実施する限りにおいては、直ちに保護条例に抵触するものとは認められず、捜査機関への任意提供に係る部分を除き、諮問書に示された運用方針で実施することは妥当と判断する。

2 諮問の概要

（1）諮問の趣旨

ドライブレコーダー又は防犯カメラによる撮影は、不特定多数の通行人等が撮影されることから、個人情報の収集に当たり、また、本人が望まない場合でも撮影されてしまうことから、市としては保護条例第 8 条第 3 項（本人以外からの個人情報の収集の制限）に準じるものと解し、同項第 6 号に定める「審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要であると認めるとき」に該当するかどうかの判断を行うために、本審査会に意見を求めたものである。

ドライブレコーダー又は防犯カメラの運用方針は、以下のとおりである。

（2）ドライブレコーダーの運用方針について

市は、公用車による交通事故が発生した際に事故処理の適正化を図るとともに、安全運転意識の向上を目的として、今後公用車にドライブレコーダーを順次設置していく方

針である。ドライブレコーダーの運用に際しては、以下の方針で臨むものとしている。

①利用目的を以下の用途に限定する。

ア 事故が発生した場合の状況確認

イ 職員の安全運転意識の向上

ウ 市内一円の道路施設の改善

エ 偶発的な事故や事件等に遭遇した際の捜査機関への提供資料

②運用規程を策定し、全庁的に統一的な取扱いを行う。

③一定時間（2時間程度）の記録により旧データの上書きを行う。

④公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示する。

(3) 防犯カメラの運用方針について

市内の主要な交差点や、公共施設内において、既に防犯カメラが設置されており、路上における防犯や施設の管理のために利用されている。これら防犯カメラの運用例は、以下のとおりである。

①「防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する要綱」を制定している。

②防犯カメラの設置場所は、警察署と協議の上で決定する。

③撮影が行われていることを通行者が認識できる標識等を掲示する。

④撮影区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。

⑤画像データの保存期間は、概ね7日間とし自動的に消去する。

⑥画像データは、捜査機関が行う捜査への提供以外の目的に使用しない（個人の生命、身体、財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合を除く。）。

3 審査会の判断

(1) 保護条例が収集制限する事項について

保護条例第8条第3項は、個人情報について本人から収集するのが原則である旨規定している。道路や駅など公共の場所において歩行者などのプライバシーが保護されるか議論のあるところであるが、本規定が自己の個人情報をコントロールする権利を担保するためのひとつとして規定されていることに鑑みれば、公共の場所であっても市が個人の容貌等を無制限に撮影できると解することはできない。

一方で、防犯カメラについては、そこにカメラがあることを認識している場合は同意があるものとみなすことができ、カメラの存在がはっきり分からないとしても、カメラが一般に普及している現状に鑑み、また、公共の場所に設置されていることを踏まえると、市が防犯カメラを設置・撮影しても適正を欠く個人情報の収集とはいええず、また、ドライブレコーダーについても、当該機器を搭載している旨を示した上で走行すれば、適正を欠く個人情報の収集とはいえないと考えられる。

また、ドライブレコーダーや防犯カメラは、適正な事故処理や公共の秩序維持のため

の必要性があることは認められる。特に、防犯カメラは、犯罪の抑止力としても広く社会に受け入れられているところである。

本審査会としては、これらの機器による撮影が本人以外からの収集に当たるとしても、上記のとおり公益上の必要性が認められるとともに、運用方針及び管理体制を厳格に定めた上で適正に実施する限りにおいては、個人の権利利益を不当に侵害するおそれはなく、保護条例に抵触するものではないと判断する。

(2) 市の方針に係る問題点について

上記のとおり、これらの機器による撮影が認められるためには、その運用方針及び管理体制が問題となる。この点について、示された市の方針は概ね適正なものと認められるが、収集した情報の利用のあり方として、ドライブレコーダーに係る運用方針のうち「偶発的な事故や事件等に遭遇した際の捜査機関への提供資料」については、提供するかどうかを任意に判断できる場合にも積極的に提供する趣旨であるとの説明を受けたところであり、この運用については個人の権利利益の侵害に当たるおそれがあるため慎むべきであると判断する。

したがって、情報提供は、捜査機関の権限に基づく請求がある場合に限定する運用が妥当であり、そのように取り扱うことを求める。

またあわせて、示された運用方針については、全庁的なものとして厳格に実施することを求めるものである。

以上

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成27年 2 月 4 日	諮問書の受理
平成27年 2 月 4 日	審査会開催 ・ 事務局からの説明 ・ 質疑応答 ・ 審議
平成27年 月 日	実施機関への答申